

尾上の郷ヘルパーステーション 介護事業

○サービス利用料金表

(身体介護)

身体介護が中心である場合		
20分未満	163	単位／回
20分以上30分未満	244	単位／回
30分以上1時間未満	387	単位／回
1時間以上	567	単位／回
1時間以上（30分増毎）	82	単位／回
身体介護に引き続き生活援助を行った場合 ※1		
20分以上45分未満	65	単位／回
45分以上70分未満	130	単位／回
70分以上	195	単位／回

※1 上記の金額に下記の単位数を加算

(生活援助)

20分以上45分未満	179	単位／回
45分以上	220	単位／回
通院等乗降介助	97	単位／回

その他加算（共通）

地域区分（7級地・人件費割合70%）※1	10.21	円／単位
介護職員等処遇改善加算（I）※2	24.5	%加算
介護職員等処遇改善加算（II）※2	22.4	%加算
初回加算（1ヶ月）※3	200	単位／月
緊急時訪問介護加算（1回）※4	100	単位／回

- ※1 人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別に1単位当たり単価を上乗せして設定
- ※2 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
介護職員等処遇改善加算は（I）または（II）を算定
- ※3 新規に訪問介護計画を作成した利用者初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合に同行訪問した場合上記金額を加算
- ※4 ご契約者や家族からの要請を受け、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算
- ※5 ①すべての訪問介護員等に対し個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施予定
②ご契約者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催
③サービス提供責任者が訪問介護員等にご契約者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受ける
④すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施
⑤緊急時等における対処方法がご契約者に明示
⑥訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上

尾上の郷ヘルパーステーション 総合事業

○サービス利用料金表(令和6年4月1日現在)

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護予防訪問介護が法廷代理受領であるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※加古川市の場合（回数制。但し、上限を超える場合は月額制）

週1回程度（要支援1、2）	287	単位／回	1,176	単位／月（月4回超の場合）
週2回程度（要支援1、2）	287	単位／回	2,349	単位／月（月8回超の場合）
週3回程度（要支援2）	287	単位／回	3,727	単位／月（月12回超の場合）
生活援助が中心の場合 所定時間20分以上45分未満の場合			179	単位／回
生活援助が中心の場合 所定時間45分以上の場合			220	単位／回
短時間の身体介護が中心の場合			163	単位／回

その他加算（共通）

地域区分（7級地・人件費割合70%）※1	10.21	円／単位
介護職員等処遇改善加算（I）※2	24.5	%加算
介護職員等処遇改善加算（II）※2	22.4	%加算
初回加算（1ヶ月）※3	200	単位／月

- ※1 人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別に1単位当たり単価を上乗せして設定
- ※2 所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
介護職員等処遇改善加算は（I）または（II）を算定
- ※3 新規に訪問介護計画を作成した利用者初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合に同行訪問した場合上記金額を加算